

男女共同参画都市かごしま宣言におけるジェンダー・フリーという用語の使用について

(1) 平成 13 年 1 月 30 日に、鹿児島市長が、男女共同参画都市かごしま宣言を行った。

この宣言において、「ジェンダー・フリー」を「性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる」という意味で使用している。

(2) 平成 14 年 3 月 第 1 次鹿児島市男女共同参画計画策定

基本目標Ⅱの「性別による固定的な役割分担意識のないジェンダー・フリーな社会」に「ジェンダー・フリー」を使用。

また、施策の方向(2)として、「ジェンダー・フリーを目指した教育・学習の推進」にも使用。

(3) 平成 15 年 9 月 24 日受理 陳情第 87 号

提出者	男女共同参画社会を考える有志の会 代表 坂田 道郎	
件名	鹿児島市男女共同参画計画にある「ジェンダー・フリー」という文言の削除を求め、男らしさ女らしさを一方的に否定したり、同質化することなく、男女が互いの性差の特性も認めた上での男女共同参画社会の実現について	
1. 鹿児島市男女共同参画計画に記載されている「ジェンダー・フリー」という造語を削除していただきたい。	16.3.22	不採択
2. 男らしさ女らしさを尊重した上で、男女が互いの性差に基づく特性を生かした男女共同参画社会形成の実現を目指していただきたい。	16.4.28	任期満了に付き、廃案

(4) 平成 16 年 4 月 5 日 「ジェンダー・フリー」の使用に関する国会における質疑についての内閣府男女共同参画局の事務連絡

3 地方公共団体における「ジェンダー・フリー」の使用等について（抜すい）

・なお、地方公共団体において、差別をなくするという意味で、定義を明らかにして使用しているものについては、問題ないと考えております。

(5) 平成 16 年 9 月 30 日受理 陳情第 12 号

提出者	日本の家族を守る女性有志の会 代表 宮田 陽子	
件名	鹿児島市男女共同参画計画と男女共同参画都市かごしま宣言にある「ジェンダー・フリー」という用語を今後使用することを中止して、男らしさ女らしさを否定することなく、男女が互いの性差の特性も認め尊重し合う男女共同参画社会の実現を目指すことについて	
1. 鹿児島市男女共同参画計画や男女共同参画都市かごしま宣言にある「ジェンダー・フリー」の用語を今後使用することを中止していただきたい。	17.3.29	不採択
2. 男らしさ女らしさを尊重した上で、男女が互いの性差に基づく特性を生かし、また尊重し合える男女共同参画社会形成の実現を目指していただきたい。	20.4.28	任期満了に付き、廃案

(6) 平成 18 年 1 月 31 日 「ジェンダー・フリー」についての内閣府男女共同参画局の事務連絡

2 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、地方公共団体においても、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます。

(7) 平成 19 年 3 月 第 1 次鹿児島市男女共同参画計画の改訂に当たっては、「ジェンダー・フリー」については、本市のこれまでの趣旨を変えずに、別な用語に置き換えた。

(第 1 次鹿児島市男女共同参画計画 平成 14 年度～平成 23 年度)

改訂前：基本目標Ⅱ 「性別による固定的な役割分担意識のないジェンダー・フリーな社会」

施策の方向(2) 「ジェンダー・フリーを目指した教育・学習の推進」

改訂後：基本目標Ⅱ 「性別による固定的な役割分担意識のない男女共同参画の視点に立った社会」

施策の方向(2) 「男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」

(8) 平成 26 年 2 月 25 日の 鹿児島市議会本会議で、男女共同参画都市かごしま宣言から「ジェンダー・フリー」を削除することへの決意を示せとの質疑があった。

(市民局長答弁)

宣言につきましては、学識経験者や公募市民から構成される起草委員会により作成されたものであることから、条例で設置を予定している「男女共同参画審議会」の意見をお聞きしてまいりたいと考えております。